

社 団
法 人

岐 阜 県 山 林 協 会 定 款

(昭和41年11月21日 設立許可)
(平成16年11月19日 最終改訂)

社団法人 岐 阜 県 山 林 協 会

社団法人 岐阜県山林協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人 岐阜県山林協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜市六条江東2丁目5番6号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、林業の発展を促進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 林業知識の普及
- (2) 林業の企業性を高め、その振興を図る。
- (3) 各種林業団体と共通する諸問題の調査及び研究並びにその施策
- (4) 森林林業啓発基金の造成及び運用に関する事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 この法人は、設立の趣旨に賛同する次の者を会員とする。

- (1) 林業関係各種団体
- (2) 岐阜県内に森林を有する個人又は公法人
- (3) 林材業、製材業、薪炭業、その他林業に従事する個人又は法人
- (4) 前各号に掲げる者のほか、学識経験を有する者

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。この場合において会員になろうとする者が法人でない団体であるときは、その代表者の氏名及び住所並びに、会則その他団体の性格を明らかにする書類を申込書に添付しなければならない。

(退 会)

第7条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散

第3章 役 員 等

(役員の種類)

第8条 この法人に次の役員を置く。

- 理 事 15人以内
監 事 3人以内

2 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を常務理事とする。

(役員を選任)

第9条 理事は次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 総会において選任された者13名以内
- (2) 学識経験を有する者のうちから会長の指名する者。2名以内。

2 会長の指名により理事となったものは、その就任後最初に開催される総会において信任を得なければならない。

3 監事は、会員のうちから総会において選任する。

4 任期途中で辞任した役員の後任者は、理事会において選任することができる。
この場合、役員となった者は、その就任後最初に開催される総会において信任を得なければならない。

5 会長、副会長、常務理事は、理事会において互選により選任する。

6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 その他の理事は、総会及び理事会の決議に基づいて、会務を執行する。
- 4 常務理事は、常務を処理する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況及び理事の執行について監査し、必要があるときは、理事に対して意見を述べること。
 - (2) 財産の状況又は業務の執行につき不整な事実があると認めるときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者の就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(相談役、顧問及び参与)

第12条 この法人に相談役、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 相談役、顧問及び参与は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会務の基本方針に関して会長の相談に応ずるものとする。
- 4 顧問は、重要な会務に関して会長の諮問に応ずるものとする。
- 5 参与は、この法人の運営に関して意見を述べるものとする。

(事務局及び職員)

第13条 この法人の事務を処理するため事務局を設け書記等の職員若干名を置く。

2 職員は、会長が指名する。

3 職員は、有給とする。

(事務局)

第14条 会長は、職員のうちから事務局長を定めなければならない。

2 事務局長は、会長の命を受けこの法人の事務を掌理する。

3 事務局長以外の職員は、上司の指揮を受けこの法人の事務に従事する。

第4章 総 会

(総 会)

第15条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回9月に開く。

3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開く。

- (1) 理事会において必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から総会の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第10条第5項3号の規定により監事が必要と認めたとき。

(招 集)

第16条 総会は、第10条第5項第3号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 総会の招集は、その期日の5日前までに、その会議の目的たる事項及びその内容並びにその日時及び場所を会員に通知しなければならない。

(決議権及び書面表決)

第17条 会員の決議権の数は、各1個とする。

- 2 やむをえない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって表決に参加し、又は代理人を定めその権限を委任することができる。ただし、この場合において代理人は、会員でなければならない。
- 3 前項の代理人は、その代理権を証する書面を表決前にこの法人に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により決議権を行使した会員は、出席したものとみなす。

(決議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 事業計画及び歳入歳出予算の決定並びに事業報告及び歳入歳出決算の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 規約の設定、変更及び廃止
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 解散
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項

(定足数及び表決)

第19条 総会は、2分の1以上の会員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、役員解任及び解散については、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、総会において、その出席者のうちから選出する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席会員2人以上がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員の総数並びに出席会員数
- (3) 議決事項

- (4) 議決の経過要領
- (2) 議事別の議決結果

第5章 理 事 会

(招 集)

第22条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、その期日の5日前までにその会議の目的たる事項及びその内容並びにその日時及び場所を通知して、これをしなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(決議事項)

第23条 理事会は、次の事項を審議決議する。

- (1) 総会の招集及び総会に付すべき事項
- (2) 歳入歳出予算の補正
- (3) 会務の執行及び運営に関する事項
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、会長が必要と認めた事項

(定足数及び表決)

第24条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事は、やむ得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ、会議の目的たる事項が通知された場合に限り、書面により表決し、又は他の構成員若しくは理事が所属する団体の役職員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項による議決権の行使は、書面又は委任状が理事会開催日の前日までに協会に到達していないときは無効とする。
- 5 第3項において、第1項及び第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第6章 資産及び会計

(資産の種類)

第26条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、理事会の定める方法に従って会長が管理する。

- (1) 寄付金品
- (2) 会 費
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 交付金及び補助金
- (5) その他の収入

(会 費)

第27条 会員は、会費を毎年所定の納期までに納入しなければならない。

- 2 既に納入した会費は、返還を請求することができない。
- 3 会費の額、納期、その他納入方法は、総会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第28条 この法人の経費は、この法人の資産をもって支弁する。

(会計年度)

第29条 この法人の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第7章 雑 則

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会の議決を経て、岐阜県知事の認可を受けなければ、変更することできない。

(残余財産)

第31条 この法人の解散に当たり残余財産があるときは、その処分は、総会の議決を経て、岐阜県知事の認可を受けるものとする。

(規 約)

第32条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、規約で定める。

(支 部)

第33条 この法人は、必要に応じて支部を設置することができる。

付 則

この改正規則は、昭和57年9月17日から施行する。

付 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成5年10月18日）から施行する。

付 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成6年10月21日）から施行する。

付 則

1 この定款は、知事の認可のあった日（平成12年11月1日）から施行する。

2 この定款一部改正の際、改正前の定款第11条1項の規定に基づき現に役員である者の任期は、改正後の定款第11条1項の規定にかかわらず、改正前の定款第11条1項の規定による任期とする。

付 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成13年10月1日）から施行する。

付 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成16年11月19日）から施行する。